

米国・カナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価審議結果案についての御意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 平成17年11月2日～平成17年11月29日

2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送

3. 提出状況 8,846通

4. 御意見・情報の概要及びそれに対する回答

番号	意見	回答
1	何をもって安全とするかは最終的には個人の判断と思うが、国の基準としても日本独自の基準はナンセンスであり、国際基準にすべきである。	今回の審議結果案は、リスク管理機関から、「米国及びカナダの国内規制及び日本向け輸出プログラム(①20ヶ月齢以下の牛に由来する牛肉等であること、②全ての牛からSRMを除去することなど)により管理された米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症(BSE)に関するリスクの同等性について」の諮問を受け、10回にわたって調査審議を行った結果を取りまとめたものです。
2	答申案に賛成です。 しかしながら、世界基準は月齢30ヶ月未満の牛となっており、今回の月齢20ヶ月未満という基準は極めて中途半端であります。 一刻も早く世界基準にのっとった、月齢30ヶ月未満の輸入再開を熱望しています。	この日本向け輸出プログラムの条件は、リスク管理機関と米国・カナダ政府との協議により提案されたものです。国際基準に基づき輸入再開すべきとの御意見については、リスク管理機関にお伝えいたします。
3	同等だと思えます。 問題は、米国・カナダ産か国産かではなく、摂取する牛肉が安全であるということ。因みに、「全頭検査したから安全だ」というのは、まったく矛盾しています。学術的に調査するというのであれば、それはそれで分かりますが、全頭検査で安全は確保できません。むしろ世界の定説となっている「特定危険部位の除去」こそが、安全を担保できる最良の方法だと思えます。	食品安全委員会プリオン専門調査会では、リスク管理機関から、「米国及びカナダの国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症(BSE)に関するリスクの同等性について」の諮問を受け、10回にわたって調査審議を行い、「リスク管理機関から提示された輸出プログラム(全頭からのSRM除去、20ヶ月齢以下の牛等)が遵守されるものと仮定した上で、米国・カナダの牛に由来する牛肉等と我が国の全年齢の牛に由来する牛肉等のリスクレベルについて、そのリスクの差は非常に小さいと考えられる。」とする結論の審議結果案を今般とりまとめました。
4	日本国民だけが安全で、米国の国民や、BSEによる被害者が大量に発生した英国を始めとするEU諸国の国民は、世界基準で出荷されている米国・カナダ・EU等の自国産牛肉を食べることは危険なのか？ 危険であるとするれば、何故、海外では政府やマスコミの間で、問題とならないのか？ 自国内に被害者が発生している国々で、騒ぎにならないのはおかしくないか？ 何故、日本のマスコミも、その事についての矛盾点を問題提起しないのか？ BSEに関しては、日本の常識が世界の非常識になっていないか？ 結論として、一部の人々が世論を、変な方向に誘導していると思えない。	なお、全頭検査についての見解については、本年5月に答申した「我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策に係る食品健康影響評価」において、その見解を述べているところでありご参照ください。 また、特定危険部位の除去については、日本国内では全頭で実施しており、米国・カナダにおける日本向け輸出プログラムでも条件の一つになっているところがあります。
5	報告書の総合的な結論を支持するが、報告書で使われた二つの概念的アプローチについて指摘しておきたい。これらのアプローチは、BSEの総合的リスク評価を行うために個々の構成要素を評価するものであるが、国際的な科学者間において広く受け入れられている見解やBSEに関するOIEのガイドラインと矛盾している。 1.報告書は、と畜時にBSEスクリーニング検査することによってBSEのリスクを回避可能であると推論している。対照的に、OIEのガイドラインでは牛肉のBSEリスクは交差汚染を防ぐ形でのSRMの除去により最も適切にコントロールできると認識している。 2.報告書はBSEのサーベイランスはBSEに一致している臨床的異常のある動物(症状牛)を対象とすることが最も効果的であるという科学的に受け入れられた見解を認めていない。BSE検査における陽性結果の見込みは臨床的に正常な個体群より症状牛の方が著しく大きい。報告書は、と畜時に主として健康な牛を検査することがその国のBSEの浸潤状況を決定する上で正確な方法であり、OIEの推奨する高リスク牛のみを検査する方法は限られた結果しか得られないと暗示している。ヨーロッパにおける多年に渡るBSE検査から得られた証拠はこの見解に反している。	1.SRM除去に関しては、BSEのリスク低減措置としての重要性から、我が国では全ての牛からSRM除去を行うとともに、反すう動物のみならず全ての動物飼料への利用を禁止しているところですが、他方、米国・カナダにおいては、SRMの豚・鶏用飼料への利用は禁止されておらず、交差汚染が起こる可能性があると考えます。こうしたことから、今回の審議結果案の「結論への付帯事項」に記載されているように、米国及びカナダでのBSEの増幅を止めるためには、SRMの利用の禁止が必須であり、牛飼料への禁止のみならず、交差汚染の可能性のある他の動物の飼料への利用も禁止する必要があります。 2.BSE検査に関しては、プリオン専門調査会でも、日本、米国、EUの考え方の違い、OIEのガイドライン等についてたびたび議論を行ってきたところですが、OIEのガイドラインについては見直しに向けた検討が現在行われているところですが、今回の審議結果案の「検査技術についての考察」の項に記載されているように、我が国のBSE汚染の程度は、これまで4年間にわたると畜場における全頭検査及び1.5年間の24ヶ月齢以上の死亡牛の全頭検査により、ようやく推定可能となりました。このことは、OIEが提唱する高リスク牛のみのBSE検査におけるサンプリングの限界を示しており、米国・カナダにおける高リスク牛の抽出検査のみで行われるサーベイランス結果をもとに、BSE汚染の事態を把握しようとする場合には、このことに留意する必要があると考えます。従って、「結論への付帯事項」に記載されているように、米国及びカナダにおけるBSEの汚染状況を正確に把握し、適切な管理対応を行うためには、健康な牛を含む十分なサーベイランスの拡大や継続が必要であると考えています。

6	<p>自然との共生と人間の生命の安全に、リスクゼロということはありません。 危険の証明がない限り、食料の生産、供給には、必要な情報(産地、生産者、内容など)を正しく表示させる手立て(検査など)を講じることを条件に、あとは消費者の選択に任せるようにすべきです。消費者も自立した判断力を磨く努力をすべきものと思います。要は必要な情報を十分提供させよということに尽きる。</p>	<p>食品安全委員会プリオン専門調査会では、厚生労働省及び農林水産省(リスク管理機関)から、「米国及びカナダの国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症(BSE)に関するリスクの同等性について」の諮問を受け、10回にわたって調査審議を行い、今般、審議結果案を取りまとめたところです。 御指摘のありました表示に関しては、リスク管理機関が判断すべき事項であり、寄せられた御意見はリスク管理機関にお伝えいたします。</p>
7	<p>現在の情報では十分国民の意見を得る情報として不足していると思います。民間NHKのテレビ局などを通してどのような確認体制だから安全なのかいろいろな時間帯で放送してください。</p>	<p>食品安全委員会は、審議の透明性を確保する等の観点からホームページなどを通じた情報提供とともに、可能な限り報道機関への正確な情報伝達に心がけております。なお、食品安全委員会が提供する各種情報がどのように報道されるか等については、個々の報道機関の判断に委ねられますので、御理解いただきたいと思っております。</p>
8	<p>カナダ、米国の国民はその問題の肉を毎日摂取しているはずですが、そのことにより健康上の問題があるのかないのかまったく報道されていません。FDAの指針はどうなっているのかも報道されていません。日本人だけ他の人間と違った人種ではないはずですが。米国・カナダでは毎日人体実験をしているわけですから、その結果を公表して、国民の判断の資料にするのが一番良いと思います。</p>	<p>米国・カナダ産牛肉等を含め、諸外国の食品の安全性に関する科学的知見等については随時その情報収集に努めているところです。今後とも、今回のリスク評価結果についての新たな有用な科学的知見が得られた場合には、報道機関への情報提供を含め、適切な対応に努めてまいります。</p>
9	<p>アメリカ産牛肉を早く輸入再開して頂きたいFAX致します。 アメリカ産牛肉について私なりに勉強し、認識しております。ごくわずかな確率のために全面輸入禁止というのは納得できません。 牛肉よりも先に、明らかに発ガン性のある赤色〇号とか着色料やその他の危険な食品添加物の取り締まりを強化して下さい。</p>	<p>米国・カナダ産牛肉等の輸入再開の可否については、今後、リスク管理機関がリスク評価結果を踏まえ判断することとなります。寄せられた御意見については、リスク管理機関にお伝えいたします。</p>
10	<p>「5 結論」の内容は以下のように矛盾に満ち、政治的に米国政府と米国産牛肉関連事業者を利するためのものとなっており、日本国民の食の安全を軽視しています。このような審議結果となったことに強く抗議し、この審査結果を撤回し「評価不能」とすることを求めます。 1. 生体牛のリスク評価、牛肉及び牛の内臓のリスク評価は仮定の上でのものであり、そのデータも不十分です。またBSE対策の実効性の確保の保証はありません。米国での法令遵守を担保する責任を食品安全委員会が厚生労働省、農林水産省に転嫁することも問題ですし、米国での食肉加工の現場でのチェックが完全になされる保証もありません。 2. 米国での飼料規制は実際には緩やかなものです。SRMの除去は不徹底であり、牛の肉骨粉の製造は続けられており、代用乳・人工乳の製造過程で牛の血粉、油脂類などを使用する可能性も高く、交差汚染の可能性は高いと言えます。こうした点を本「審査結果(案)」は軽視しています。 3. 日本向けの上乗せ基準(輸出プログラム)を満たした牛肉などのリスク評価をおこなっていますが、これも20ヶ月齢以下や全頭からのSRMの除去などの確証が得られればという仮定のもとでの評価であり、確実ではありません。枝肉の格付けなどによる20ヶ月齢以下の判定方法についても実効性の確保は疑問です。 4. 総じて米国のBSE対策は日本と比べてずさんであり、日本の消費者としてはわざわざ外国から危険性の高い牛肉を輸入し、それを食すべくはありませぬ。 5. 食品安全委員会のこの問題に対する審議は日米間の政治問題を背景に米国の食肉業界や米国政府の圧力に応えるものでした。 6. 本「審査結果(案)」の「6. 結論への付帯事項」に明記された慎重な意見を尊重し、科学的な評価は不能とすべきです。</p>	<p>食品安全委員会プリオン専門調査会では、リスク管理機関からの諮問を受け、10回にわたって、御指摘のあった飼料規制を含め、米国・カナダにおけるBSE対策に関して、中立公正な立場から科学的な議論を行い、今般の審議結果案を取りまとめたところです。 また、審議結果案の結論にある「科学的同等性を評価することは困難」とは、日本に比べ米国・カナダに関するデータの質・量ともに不明な点が多いこと、管理措置の遵守を前提に評価せざるを得なかったことから、日本との同等性を厳密に評価することは困難と言わざるを得ないとされました。他方、米国・カナダ政府及びリスク管理機関から提出されたデータに基づき、科学的に分析等を行った結果、「リスク管理機関から提示された輸出プログラム(全頭からのSRM除去、20ヶ月齢以下の牛等)が遵守されるものと仮定すれば、米国・カナダの牛に由来する牛肉等と我が国の全年齢の牛に由来する牛肉等のリスクレベルの差は非常に小さいと考えられる。」としたものであり、科学的な議論の結果、取りまとめられたリスク評価の結論であると考えております。 輸出プログラムの遵守の確認については、リスク管理機関の責任であり、前提が守られなければ、評価結果は異なったものになるとも記載されているところであり、米国における管理措置が適切に実施されるようリスク管理機関が責任を持って確認を行う必要があります。今後、リスク評価結果を踏まえ、リスク管理機関が米国・カナダ産牛肉等の輸入再開の可否を判断することになります。寄せられた御意見については、リスク管理機関にお伝えいたします。</p>
11	<p>今回の審議結果(案)を見ると、米国・カナダの牛肉の安全性に関して十分な科学的検証がなされていないことは明らかです。</p>	
12	<p>「米国内の、現在の管理体制では、こういう点で十分リスクの判定は出来ない。」とはっきり言うべきです。</p>	
13	<p>食品の医学的安全性は、科学的な絶対的裏付けがなければならない。ましてや、「科学的同等性評価が困難」とされたものは絶対的根拠としての結論で、これを覆す言葉はない。</p>	
14	<p>米国・カナダ産牛肉の安全性は、本委員会の結論ではあくまでも仮定の上で安全と位置づけている。 又データの質・量とも不明な点が多いと明言しながら、安全と結論づけている。 一般に科学の解は、一つしかないはずである。そしてその解は明言するからには、データの信頼度を証明した上で始めてその解の正しさが証明できるはずである。 本答申を読む限り、結論ありきの答申であり、データの信頼度は何ら検証がなされた痕跡を認めない。</p>	

15	<p>BSE問題については食の安全を評価する上で科学的な知見が十分とは言えない状況にあるように思われます。不確実性のあるデータに関しては不確実性のあるものとして扱うのが科学的な態度だと思えます。しかし国内管理措置見直しの際、1989年のSBO規制があつたにもかかわらず英国の食用にされた牛を100万頭として計算されたほか、仮定的な数値による計算で評価をされました。今回の評価でも特に輸出プログラムの遵守についての仮定的な前提をして評価しておられます。貴委員会が評価された結果は権威あるものとして受け取られますので、不確実なものとは不確実なものとしての評価を行ない、評価結果の出し方に十分留意をお願いいたします。</p>	
16	<p>結論では、米、カナダに関するデータは質・量ともに不明な点が多いこと、管理措置の遵守を前提に評価せざるを得なかったことから、米、カナダのBSEの科学的同等性を評価することは困難と言わざるを得ない。」と述べられており、「リスクを見極めることができない」にもかかわらず、「輸出プログラム(全頭からSRM除去、20ヶ月齢以下の牛等)が遵守されると仮定した上で、米、カナダの牛に由来する牛肉等と我が国の全年齢の牛に由来する牛肉等のリスクレベルについて、そのリスクの差は非常に小さいと考えられる。」との結論を出しておられる。筋の通らないおかしな結論です。</p>	
17	<p>プリオン専門調査会がリスク管理機関からの独立性を確保しつつ、リスク評価を行ったことについては敬意を表します。しかしながら、評価結果については消費者にとってきわめて分かりにくいものになっています。以下の結論(pp.31-32)をどのように読んだらよいか判然としません。</p> <p>①「米、カナダのBSEリスクの科学的同等性を評価することは困難と言わざるを得ない。」</p> <p>②「リスク管理機関から提示された輸出プログラム(中略)が遵守されるものと仮定した上で、米、カナダの牛に由来する牛肉等のリスクレベルについて、そのリスクの差は非常に小さいと考えられる。」</p> <p>③「SRM除去に関しては、米、カナダの牛に由来する牛肉等のリスクが日本のものと同等かどうかは不明である。」</p> <p>①と③に従えば米、カナダ産牛肉のリスクは不明なのだが、②に従えばリスクは小さいということになります。同等性が不明であるということは、米・加のリスク評価を十分に行うほどの科学的証拠がないと理解すれば、「リスクは非常に小さい」という結論が出てくることにはならないと考えられます。①および③と②がどのような関係にあるのかが分かりにくく、明快な説明が必要です。</p>	<p>食品安全委員会プリオン専門調査会では、リスク管理機関からの諮問を受け、10回にわたって中立公正な立場から科学的な議論を行い、今般の審議結果案を取りまとめたところです。</p> <p>また、審議結果案の結論にある「科学的同等性を評価することは困難」とは、日本に比べ米、カナダに関するデータの質・量ともに不明な点が多いこと、管理措置の遵守を前提に評価せざるを得なかったことから、日本との同等性を厳密に評価することは困難と言わざるを得ないとされました。他方、米、カナダ政府及びリスク管理機関から提出されたデータに基づき、科学的に分析等を行った結果、「リスク管理機関から提示された輸出プログラム(全頭からのSRM除去、20ヶ月齢以下の牛等)が遵守されるものと仮定すれば、米、カナダの牛に由来する牛肉等と我が国の全年齢の牛に由来する牛肉等のリスクレベルの差は非常に小さいと考えられる。」としたものであり、科学的な議論の結果、取りまとめられたリスク評価の結論であると考えております。</p>
18	<p>このたびの貴委員会の評価の結論は、二つの部分から成っております。前半部分は「米、カナダに関するデータの質・量ともに不明な点が多いこと」から「米、カナダのBSEリスクの科学的同等性を評価することは困難と言わざるを得ない」としており、後半部分は「リスク管理機関」の「輸出プログラムが遵守されるものと仮定した上で」あれば「リスクの差は非常に小さいと考えられる」としております。</p> <p>しかしながら、後半部分はあくまで仮定の上で成り立つものであり、その後の部分で述べられているように「仮定」が守られなければ評価結果は異なるわけです。安全に対する科学的評価は極めて厳密でなければならないことは当然ですが、「仮定の上で」科学的評価が成り立つものでありましょか。さらに結論への付帯事項では、その仮定すらが確かな現状になく、心もとない状況であることが推測されることを示しているのではないのでしょうか。</p> <p>従いまして、このたびの「結論」の後半部分は、現状の上での実態として結論ではないのかと考えざるをえません。この部分は、「付帯事項」として示されるべきではないかと考えます。</p> <p>このような状況から、今回の評価におきましては、是非前半部分の「評価することは困難である」事を結論とし、後半部分は付帯事項として、「仮定した場合はリスクの差は小さいと考えられる」とされるようご要望申し上げます。</p>	
19	<p>BSE感染の危険性について、北米産牛肉と国産牛肉を同じ基準で比較評価することは「科学的に困難」としながらも、「北米産牛肉の輸入再開条件が、日本政府の責任の下に順守されれば、リスクの差は非常に小さい」とする答申案は、背理法に基づく、レトリックに満ちたものである。</p> <p>これは、そもそも、昨年10月23日の米国産牛肉の日米高級事務レベル合意から、ボタンのかけ違いが始まっているのである。</p> <p>合意のなかの「5.BEVプログラム概説」における次の点が、問題なのである。「2で述べたBEVプログラムは、2005年7月に、適用可能なように、修正が検討されるであろう。日米両国の当局者による共同の再検討では、OIEやWHOの専門家により行われる、科学的見地からの検討を考慮に入れることになるであろう。この再検討の結果については、なされるべき行動を含め、日米両国政府の合意・判断によりなされるであろう。日本の場合、これは、食品安全委員会の検討にゆだねられる。」</p> <p>そして、「日本の食品安全委員会の検討にゆだねられるであろう。」とした範囲のものは多岐にわたり、この中には、日本の食品安全委員会の検証すべき範囲外の、リスク管理の概念に属する検証事項がはいっているにも関わらず、日米高級事務レベル合意合意においては、それらの検証をすべて、日本の食品安全委員会に丸投げしてしまったところに、そもそものボタンのかけ違いがあつた。</p> <p>したがって、そもそも、食品安全委員会は、答申不能の諮問をされたのであり、これに対する答申は、本来は、不可能のはずである。</p> <p>あえて、それに対して、答申をするためには、上記の背理法に基づく答申案によるしかなかったのである。</p>	

20	<p>諮問の内容は、「現在の米国・カナダの国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国・カナダから輸入される牛肉及び牛の内臓(以下「牛肉等」という)を食品として摂取する場合と、我が国で畜解体して流通している牛肉等を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症(BSE)に関わるリスクの同等性」となっている。</p> <p>これは、現在の日本の牛肉等と比較して、米国・カナダの牛肉等が安全かどうかを調べ答申して欲しいということである。ところが、日本の牛肉等についても、例えばp.25のピッシングの項、日本でのBSE発生プロセスが未だに不明であること等、その安全性が保証されているわけではない。</p> <p>さらに大きな問題は、答申案の検討中に全頭検査を中止するという方向での大きな変更がされていることである。これでは、基準となる物差しが途中で変わってしまうことになる。</p> <p>従って、以下のように諮問すべきであると考えます。</p> <p>「現在の米国・カナダの国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国・カナダから輸入される牛肉及び牛の内臓(以下「牛肉等」という)を食品として摂取する場合、我が国の国民に対して安全性についてどのような問題があるか、もしあればそれを改善する方法は無いのか。」</p>	<p>食品安全委員会プリオン専門調査会では、リスク管理機関からの諮問を受け、10回にわたって中立公正な立場から科学的な議論を行い、今般の審議結果案を取りまとめたところです。</p> <p>寄せられた御意見については、リスク管理機関にお伝えいたします。</p>
21	<p>不正確なサーベイランスによる2003年度の米国の農場死亡牛・と畜場廃棄牛の陽性率(1頭/39万頭)と、正確なサーベイランスによる日本の陽性率(3頭/11万頭)とをそのまま同じレベルの数値として比較するのは常識的な判断からしても米国のBSE発生率を過少に評価するものであることは明らかである。</p> <p>本件評価では、日本における健康牛のと畜場での陽性率(2頭/90万頭)と農場死亡牛・と畜場廃棄牛の陽性率(3頭/11万頭)の比率(1:12.3)を米国にあてはめ、米国での健康牛のと畜場での陽性率を算出している(1頭/270万頭)。当然に、と畜場での陽性率も日本に比して極めて低くなっている。このようなデータには何らの信用性もない。</p>	<p>今回の審議結果案において、2005年10月現在20ヶ月齢の牛が生まれた2004年2月時点でのBSE汚染について、2つのアプローチで評価を行いました。一つは、①欧州からの生体牛、肉骨粉、動物性油脂の輸入による侵入リスクと、②飼料規制、遵守状況と交差汚染の可能性、特定危険部位(SRM)の利用等によるBSEの暴露・増幅リスクとを総合的に評価しました。もう一つは、米国・カナダ及び日本が実施したBSEサーベイランス及びスクリーニングのデータをもとにBSE汚染の状況を検証しました。</p>
22	<p>米国とカナダの2004年2月の時点の汚染レベルのデータに科学的信頼性はありますか。</p>	<p>リスク評価に当たっては、米国・カナダ及びリスク管理機関から提出された多くの資料をもとに、基本的にはリスク低減措置の原則の比較のほか、情報入手可能なものに関しては出来るだけ実効性の比較にも努めました。情報入手に限界があったことも事実です。このような前提の下での評価ではありますが、中立公正な立場から科学的な議論を尽くした結果であり、科学的な信頼性のあるものと考えております。</p>
23	<p>答申案では、米国のBSE検査法の問題からBSEを見逃していた可能性がある」と指摘しているが、検査された牛が適切なものか触れていない。どのような調査でも、サンプリングが不適切で、不明なバイアスが覆っていたら、調査結果の信頼性は低くなる。</p> <p>拡大サーベイランスは、米国提供資料では、死亡牛の一部とと畜場につれてこられたが歩行困難などで排除された病牛・廃棄牛全てが検査対象とされている。しかし実際には病牛・廃棄牛は20%ほどである。と畜場の検査員、獣医の目の前に病牛・廃棄牛はいるのに試料採取できないはずない。また4月以降、病牛・廃棄牛のサンプル数が激減している。日本側に公表されていない検査対象の選別基準があり、説明されていないバイアスがかかっている。死亡牛は「どうやって補足しているのかよくわからないところもございます。」(農水省・衛生管理課長)</p>	<p>また、審議結果案には、今後、十分なサーベイランスの拡大や継続により、BSEの汚染状況を正しく把握し、適切な管理対応を行っていくことが必要であることも記載しています。</p>
24	<p>牛の年齢をどうやって確認するのか(肉質検査などで月齢を判定できるなどというはまやかに過ぎない。それが本当なら世界中でそれを採用していないのはなぜか)。</p>	<p>日本向け輸出プログラムに基づく月齢判別法は大きく分けると、出生記録によって確認する方法と米国において枝肉の格付けによる確認方法があります。枝肉の格付け(A40)による月齢判別法に関する日米の専門家による検討会によれば、A40を用いた月齢確認では、21ヶ月齢以上の牛の枝肉がA40以下と評価される可能性は、統計学的に99%の信頼度で0.95~1.92%以下とされています。この評価結果に基づき、プリオン専門調査会で検討した結果、月齢判別法としてA40を用いた場合、A40と判定された牛群に21ヶ月齢以上のBSE感染牛が混入する可能性は約40~20年に1回程度とされています。以上のように、A40を用いた月齢判別法に関する検証も含めて今般の審議結果案を取りまとめたところです。今後、輸入再開の可否については、リスク管理機関が今回のリスク評価結果を踏まえ判断することとなりますが、A40による月齢判別法を採用する場合の適切な実施を含め、管理措置が適切に実施されることについてリスク管理機関が責任を持って確認を行う必要があります。</p>
25	<p>米国側は肉色や熟度で20ヶ月齢以下か以上か判断できると主張していますが、全米食肉検査官協会がそれは無理だと声明を出しました。永年畜産界に携わってきた私としてもそんなことはできないと考えます。検査官協会といえれば屠場で食肉の検査をする最前線の専門家集団です。その人たちが峻別不能といっているのになぜ米国政府はできるといい、日本政府もそれを前提に輸入再開しようとするのでしょうか。しかも20ヶ月齢以下の牛肉は未熟で旨くありません。</p>	<p>今後、輸入再開の可否については、リスク管理機関が今回のリスク評価結果を踏まえ判断することとなりますが、A40による月齢判別法を採用する場合の適切な実施を含め、管理措置が適切に実施されることについてリスク管理機関が責任を持って確認を行う必要があります。</p>
26	<p>肉色判定法による年齢判定に関しての委員会の見解が、答申に加えられても良いと思います。生年月日による年齢の確認が必要だと思います。</p>	
27	<p>米国が、管理された牛肉を輸出するとは思わない。</p>	
28	<p>内臓については北米では食する習慣がないので、内臓部分に関するSRM除去には不安が残ります。よって「内臓」の輸入解禁には反対します。</p>	<p>今般取りまとめた審議結果案での結論では、「輸出プログラム(全頭からのSRM除去、20ヶ月齢以下の牛等)が遵守されるものと仮定した上で、米国・カナダの牛に由来する牛肉等と我が国の全年齢の牛に由来する牛肉等のリスクレベルについて、そのリスクの差は非常に小さいと考えられる。これらの前提の確認は、リスク管理機関の責任であり、前提が守られなければ、評価結果は異なったものになる。」と記載されているところであり、米国における管理措置が適切に実施されるようリスク管理機関が責任を持って確認を行う必要があります。</p>
29	<p>アメリカの牛肉輸入に関しては、非常に不信感を持っており、検査体制や現場作業実態は特に不安だ。</p>	
30	<p>米国の検査方法は米国国内でも疑問が出ているように信頼性に欠ける。</p>	
31	<p>米国食肉業者が本当に危険な場所をちゃんと取り除いているかが疑問。</p>	
32	<p>日本向け輸出プログラム条件が遵守されない場合のリスクは何倍ぐらいになるか教えてください。</p>	<p>リスクの差は非常に小さいと考えられるという結論は、日本向け輸出プログラムが遵守されるものと仮定したものであり、この前提が守られなければ、評価結果は異なったものになると審議結果案に記載されているところです。審議結果案では、輸出プログラム条件が遵守されない場合のリスクは、具体的にどの程度増加するかについては検討は行っていませんが、輸出プログラムの背景リスクとして、米国・カナダにおける生体牛のBSE汚染リスクが示されています。</p>

33	<p>輸入が再開された場合は必ずリスク評価を再び行う必要があります。これはリスク分析の基本ですので、是非どこかに明記する必要があるのではないでしょうか。</p>	
34	<p>輸出プログラムの実効性と遵守に関する検証結果の評価について審議結果(案)では、リスク管理機関が輸入を再開する措置をとった場合には、専門調査会は管理機関から輸出プログラムの実効性と遵守に関する検証結果の報告を受ける旨が記載されております。リスク分析手法は継続的プロセスであるため、リスク管理機関から報告された輸出プログラムの実効性と遵守に関する検証結果の内容について評価作業を実施することが必要であると考えます。</p>	<p>審議結果案に記載されているように、仮に輸入を再開する措置をとった場合に、食品安全委員会プリオン専門調査会は、リスク管理機関から輸出プログラムの実効性およびその遵守に関する検証結果の報告を受ける義務があると考えており、必要に応じてプリオン専門調査会においてリスク評価を行ってまいります。</p>
35	<p>米・加両国のリスク管理の検証について 評価答申は、米・加の輸出プログラムの遵守が前提であり、これらの「前提が守られなければ、評価結果は異なったものとなる」し、さらに「プリオン専門調査会は管理機関から輸出プログラムの実効性、およびその遵守に関する検証結果の報告を受ける義務があり、また、管理機関は国民に報告する義務を負うもの」と考えます。 このような指摘は当然のことであり、食品安全委員会は、この旨を食品安全基本法第23条第1項第3号にもとづき内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告するよう求めます。 また、食品安全委員会は、リスク管理機関に対し早急に輸出プログラムに関連する事項についての調査を行うよう勧告し、それがまとまった段階で再評価を行うべきであると考えます。</p>	<p>審議結果案に記載されているように、仮に輸入を再開する措置をとった場合に、食品安全委員会プリオン専門調査会は、リスク管理機関から輸出プログラムの実効性およびその遵守に関する検証結果の報告を受ける義務があると考えており、必要に応じてプリオン専門調査会においてリスク評価を行ってまいります。 なお、食品安全基本法第23条に基づく勧告をすべきとの御意見ですが、プリオン専門調査会でのこれまでの審議において、リスク管理機関から輸出プログラムの遵守に関して、現地調査等を通じて責任を持って確認するとの説明を受けるとともに、審議結果案にもその旨を記載したところであり、今後リスク管理機関による適切な対応が期待されることから、現時点において勧告の必要性はないものと考えております。なお、寄せられた御意見についてはリスク管理機関にお伝えいたします。</p>
36	<p>日本政府の米国牛の査察体制については、担当するのが 農水省動物検疫所の家畜防疫官23人と厚労省2人の計25人で、約30ヶ所の日本向け食肉施設を査察するといわれており、査察率は数パーセントに過ぎない(しんぶん赤旗 日曜版 05.11.13)。「輸出プログラム」の遵守をしっかりと確認できる体制ではない。</p>	<p>プリオン専門調査会としては、審議結果案に記載されているように、今回のリスク評価の前提となった輸出プログラムの遵守の確認については、リスク管理機関の責任であり、この前提が守られなければ、評価結果は異なったものになり、米国における管理措置が適切に実施されるようリスク管理機関が責任を持って確認を行う必要があると考えております。また、今後、リスク管理機関から輸出プログラムの実効性及びその遵守に関する検証結果の報告を受けることとしております。なお、寄せられた日本政府の査察体制に対する御意見についてはリスク管理機関にお伝えいたします。</p>
37	<p>テレビや雑誌などによると、アメリカではと畜される牛のうち、BSEの検査は1%しか行われておらず、また、脳や脊髄などの特定危険部位は処分されず、飼料の原料にされ誤って牛に与えられる恐れがあるとされてきました。アメリカに対しては、追従ばかりではなく、これらの危険を無くすような努力をするよう強く要請してください。</p>	<p>米・加両国におけるBSEサーベイランスの状況や、SRMの除去等の取扱いを含め飼料規制については、審議結果案をご参照下さい。 リスク評価の過程で問題となった①SRM除去について、せき髄除去の監視体制の強化、②健康な牛を含む十分なサーベイランスの拡充や継続の必要性、③SRM利用の禁止を結論の付帯事項として記載し、米・加両国政府へ要望を行ったものです。なお、寄せられた御意見については、リスク管理機関にお伝えします。</p>
38	<p>日本国内では特定危険部位は食用に回さず焼却処分していますが、アメリカ・カナダでは肉骨粉として豚・鶏用の飼料として利用されていると聞いています。日本で発生したBSEも肉骨粉が原因である可能性が非常に高いとされている事を考えれば、アメリカ・カナダでも飼料の交差汚染や農家での誤給飼などによるBSE感染が懸念されます。また特定危険部位の飼料利用禁止については、国際機関も勧告しているはずですが、日本への輸入再開の条件の一つとして特定危険部位の飼料利用禁止をアメリカ・カナダに行わせるよう要望します。</p>	
39	<p>世論調査によれば、「生後20ヵ月以下の牛に限って検査なしで輸入を認める方針」に反対の人が67%、外食・加工食品に関する原産地表示を求める人が81%に上っています(『朝日新聞』10月26日)。私たちは現在のあいまいな評価を前提に輸入を再開することに危惧を覚えるものですが、仮に輸入再開に踏み切った場合には、消費者の不安に応えるために、外食・加工食品に関する原産地表示を行うべきであると考えます。 これはリスク管理措置に属することですが、食品安全委員会としても、このような勧告を関係リスク管理機関に対して行うべきであると考えます。</p>	
40	<p>私は米国産の牛肉の輸入に反対です。それが無理なら不当表示の罰則規定の厳罰化、外食産業の食品の産地の標示を義務化(もちろん、不当表示をした場合は厳罰で)を望みます。</p>	<p>今後、米・加両国産牛肉等の輸入再開の可否については、今回のリスク評価結果を踏まえ、リスク管理機関が判断することになります。 御指摘の表示に関しては、リスク管理機関が判断するべき事項であり、御意見についてはリスク管理機関にお伝えいたします。</p>
41	<p>流通段階でどこにどのような形で売られていくか明らかにしておく必要があるのではないか。 消費者が買い物するときの選択肢は、表示でしかない。 産地の偽装が行われないように監視も厳しくしてほしい。 また、外食やお弁当なども産地がわかるようにしてほしい。 加工していく段階で産地がわからなくなるものは、せめて輸入したものか国内のものか消費者にわかるような対策をとってほしい。 私たちが不安に思うこと、疑問に思うことなどは、どこが窓口になってもらえるのかはっきりしておくようにお願いします。</p>	

42	我が子の学校給食へ使用しないようにできる申請方法などを明示してほしいです	食品安全委員会プリオン専門調査会では、リスク管理機関からの諮問を受け、10回にわたって調査審議を行い、科学的データに基づき、中立公正な立場から審議を尽くし、今般、審議結果案が取りまとめられました。今後、食品安全委員会からの答申を踏まえて、リスク管理機関が米国・カナダ産牛肉に係る施策を行うこととなります。寄せられた御意見についてはリスク管理機関にお伝えします。
43	もし輸入再開するなら、牛肉を買う業者から検査料を徴収し国が強制的に全頭検査するべき。	食品安全委員会プリオン専門調査会では、厚生労働省及び農林水産省からの諮問を受け、10回にわたって中立公正な立場から調査審議を行い、米国及びカナダの国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症(BSE)に関するリスクの同等性について、今般、審議結果案をとりまとめたところですが、今後、食品健康影響評価(リスク評価)の結果を踏まえ、リスク管理機関において米国・カナダ産牛肉及び牛の内臓についての輸入の可否を判断することになります。
44	日本の基準(全頭検査)でなければ輸入を認めるべきではないと思います。国内産も全頭検査を継続してほしいです。	
45	食べたくなくても知らないうちにゼラチンや肉エキスや牛脂などで摂取させられてしまう可能性があり、牛肉だけでなく加工品や調味料や化粧品や医薬品にも使われるし、輸血でも感染の危険があるのであって、消費者の選択に任せればよいなどと言う審議会の結論は恥知らずで無責任きわまりないものです。	
46	外圧と政治の力に委員会が屈したと感じられてなりません。	
47	BSEを巡る貴委員会の動き、この審議結果を読むと、貴委員会は「国民の健康の保護が最も重要であるとの基本的認識」を持っているのか、政治的な動きに惑わされず、「リスク管理を行う関係機関」から独立して、「科学的知見に基づき、かつ中立公正にリスク評価を行う機関」として機能しているのか疑問に思います。	
48	「リスクは少ない」では済まされない問題です。エイズ・アスベストの悲劇を二度と繰り返すことは絶対にやめて下さい	評価結果案の結論に記載しているように、「米国・カナダに関する質・量とも不明な点が多いこと、管理措置の遵守を前提に評価せざるを得なかったことから、米国・カナダのBSEリスクの科学的同等性を評価することは困難と言わざるを得ない。」とされたところですが、他方、「輸出プログラム(全頭からのSRM除去、20ヶ月齢以下の牛等)が遵守されるものと仮定した上で、米国・カナダの牛に由来する牛肉等と我が国の全年齢の牛に由来する牛肉等のリスクレベルについて、そのリスクの差は非常に小さいと考えられる。」とされたところですが、
49	もっと明確に、これなら安心して米国産牛肉でも消費できると思えるような結論を出していただきたい	
50	生後20ヶ月未満の牛はBSE検査の術が無いのであれば、米国産/日本産を問わず、生後20ヶ月未満の牛は流通を禁止すべきではないですか？ 政府から「リスクは一緒か？」と聞かれれば「リスクは一緒です」と答ざるを得ないでしょうが、貴委員会が国民の健康/食の安全を守るという使命をお持ちならば、「生後20ヶ月未満の牛は全面流通禁止」という答申があっても良いのではないのでしょうか？	今回のリスク評価は、厚生労働省及び農林水産省(リスク管理機関)から、「米国及びカナダの国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症(BSE)に関するリスクの同等性について」の諮問を受けて審議を行い、審議結果案をとりまとめたところですが、なお、20ヶ月齢以下の牛のリスクについては、昨年9月公表した「日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について(中間とりまとめ)」や今年5月に答申した「我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策に係る食品健康影響評価」においても審議・記載されておりますのでご参照下さい。
51	昨年9月に発表されました食品安全委員会での「日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について---中間とりまとめ」で、日本でのBSE対策以前でのvCJD患者の発生予測を0.1人から0.9人とされました。又、国内BSE対策の見直しの答申でも、vCJD患者の発生予測が前提となり、BSE検査月齢の見直しが行われたと思います。しかしながら、今回の米国・カナダ産牛肉のリスク評価では、全く米国・カナダでのvCJD患者発生予測を行っておりません。同じ方法で米国・カナダでのvCJD患者の発生予測を試算されるべきであると思います。その予測こそが日本と米国でのリスク比較になると思われます。	今回の米国・カナダ産牛肉等のリスク評価は、リスク管理機関からの諮問を受けて、米国及びカナダの国内規制及び輸出プログラム(全頭からのSRM除去、20ヶ月齢以下の牛等)により管理された牛肉等について、人への暴露リスクとして食肉へのBSEプリオンの汚染の程度を指標に日本産牛肉等と比較を行ったものです。汚染の程度からvCJD患者がどれくらい発生するかといった予測を行ったものではありません。
52	表題が判りにくく、牛肉の輸入に関するものであると、一般に判りやすい表現にすべきだと思います。表題だけ見たかぎりでは、BSEに絡んでの食肉のアンケートと判る方は専門性のある方を除けば殆どおられないのではと推察します。	表題については、リスク管理機関からの諮問の内容について正確性を期すためであり、ご理解賜りますようお願いいたします。 また、11月14日から22日まで、全国主要7都市において審議結果案に関する意見交換会を実施しましたが、その際、審議結果案についてわかりやすい資料を作成して少しでもご理解が深まるよう努めたところです。今後とも、ホームページや季刊誌を通じてわかりやすい情報提供に努めて参ります。
53	まず、標題のような難しい表現をされると我々一般の消費者は不安を感じて、危険じゃないか？と思ってしまいますので公平性に欠ける質問のような気がします。	
54	検査内容の表記内に誤解をしやすい記述があるように感じます。	

55	委員の中に輸入再開に否定的な人や、資料が少なすぎて科学的評価ができないとの立場をとる人もいたため読者にとって余計分かりづらくした表現となっている。背景リスクは別として、輸出プログラム下での評価は素人目でも、若牛でSRM除去されておればリスクなどあるはずがないと思うのだが。	審議結果案の「審議にあたっての基本方針」においても記載していますが、評価に当たっては、出来るだけ具体的な数量を用いて我が国と米・カナダのデータを比較・分析するが、不明な点が多くなると予想されること、十分な資料が得られにくい点などを考慮すると定量的な評価は困難であることが考えられるので、評価は定性的な評価を基本とし、悲観的なシナリオで検討したものです。結果として、国民にわかりやすいとは言えない説明になった点については、11月14日から22日まで、全国主要7都市において審議結果案に関する意見交換会を実施した際、審議結果案についてわかりやすい資料を作成して少しでもご理解が深まるよう努めたところです。今後とも、ホームページや季刊誌を通じてわかりやすい情報提供に努めて参ります。
56	同等という審議結果について、国民にわかりやすい説明(数値による比較・信頼性)がされていない。(公表されているリスク比較では、比べる基準が統一されていない)	
57	「牛から牛へのリスク(Animal Health)」と「牛から人へのリスク(Human Health)」の区分が明確に分かりづらい。求められた評価は輸出プログラム下での「牛から人へのリスク」であるのに、背景リスクから入ったためそのイメージが先行し読者に不安感を与えるような印象となっている。	今回のリスク評価は、今年5月に答申した「我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策に係る食品健康影響評価」でのリスク評価の経験を活かせば評価がしやすくなる考え、その時と同じ基本方針に従って、生体牛のリスク、牛肉等のリスクの順に検討を行ったところです。しかしながら、御指摘のようにわかりにくい部分があることから、今後とも食品安全委員会ホームページや季刊誌等を通じてわかりやすい情報提供に努め、国民の皆様方のご理解を深めて頂けるよう努力してまいります。
58	審議結果に賛成です。ただ答申結果の中には米国の畜前検査がずさんであるかのような表現になっています。この誤解を解くために何を検査しているのかを明記すべきであると思います。	と畜前検査の検査時間に関する御指摘は、確かにその検査内容の比較が重要などと考えますが、単純な時間の比較では、1頭当たりを要する検査時間を比較した場合に大きな差があり、異常牛が見逃される危険性について特記することがより安全性を考慮した評価を行う上で、重要と判断したことによります。
59	① 表現の面で、米国は杜撰で、日本は完璧と言った風に取りられるものがありますが、その根拠が不明です。例えば、屠畜前検査ですが、1頭の検査時間が米国12秒、日本80秒と言え、何も知らない我々には日本の安全性が約8倍もあるやに受け取れます。実際には、安全性(栄養価や味は別にしてですが…)についての例えば、牛乳の場合、殺菌10秒でも、30分でも、殺菌の温度が異なれば、時間と安全性は全く無関係であることは明らかです。何をどの様に検査しているということが示されない限り、場合によっては表現上の欺瞞行為と言われても仕方がありません。何をどの様に検査しているのかを明示し、若しそれに問題があるのなら、理由を付して記述すべきです。我々が望むのは正確な情報と合理的な分析と評価です。 ② これも表現の問題ですが、日本にのみ都合の良い表現を残して書いているのも欺瞞行為と取られても仕方が無いではないでしょうか？具体的には、『米加では脊髄除去の有効性についての科学的検証は行なわれていない』と書いていますが、日本での検証(?)では、脊髄除去における枝肉洗浄の重要性が指摘されている筈です。枝肉洗浄の回数は平均すると米加の回数が3倍程度と聞き及びます。その事実は政治的に「除去」されたのではないかと懸念する人間がいても不思議ではないでしょう。真摯な審議がなされているにも拘らず、最終的な表現で、客観的な、公正な記述がなされていないのではないかと懸念を感じさせる様な表現になっているのは残念です。 ③ 尚、日本は信頼出来るが外国は信頼出来ないなどという発想は持たずに、全て客観的に判断すべきです。	①と畜前検査の検査時間に関する御指摘は、確かにその検査内容の比較が重要などと考えますが、単純な時間の比較では、1頭当たりを要する検査時間を比較した場合に大きな差があり、異常牛が見逃される危険性について特記することがより安全性を考慮した評価を行う上で、重要と判断したことによります。 ②せき髄除去の有効性の検証に関して、我が国の場合は、背割りにせき髄を除去する方法を導入するにあたり、グリア繊維細胞酸性たん白質(GFAP)をマーカーとした試験でせき髄が除去されていることを確認しており、他方、米・カナダの場合は、GFAPをマーカーとした試験を用いた、せき髄除去手段の有効性について科学的検証は行われていません。これは、SRMの除去の検証という観点から重要と考え記載したものです。また、米国における枝肉洗浄の回数については審議結果案に記載しているところですが、御指摘のような洗浄回数に大きな相違があり、リスク評価の上で記載すべきとの議論はありませんでした。 ③審議結果案においては、日本ではピッシングを実施していること、また、と畜場におけるリスク低減措置においてHACCPによる管理が義務付けられていないことなど記載しており、中立公正な立場から科学的な議論を行い、審議結果案を取りまとめたところです。
60	と畜時の検査について、日本では国内の消費にまわる食肉の検査も獣医であると畜検査員がチェックされていると理解しておりますが、先日貴委員会が出された「米・カナダ産牛肉等のリスク評価(案)のポイントについて」の36ページで、米・カナダの場合、『食肉検査員による検査』とありますが、日本の場合の「獣医師による検査」とわざわざ「獣医師」と書いてあるのは、米・カナダの場合の「食肉検査員」は獣医師とは限らない資格なのでしょうか？もし、獣医師と限らないのであれば、現在の輸入畜産品の場合、と畜時における獣医師の検査を必須とされておられる事に整合性がないと思った次第です。ご返答お願い申し上げます。	高リスク牛の排除に関して、今般とりまとめられた審議結果案において、「米国とカナダでは、と畜場に搬入される全ての牛を獣医官自ら又はその監督のもと、食肉検査官が歩行状態などを目視で検査する。」と記述されています。また、食肉検査官は獣医師ではありませんが、しかるべき知識又は経験を有する者に資格を与えられ、製品が食用に適し、連邦法を遵守していることを確認しているということが米国政府からの提出資料に記載されています。(第31回リオン専門調査会資料1-2: 米国のと畜場における獣医官及び検査官の役割及び権限)
61	侵入リスクの評価の差異について 審議結果(案)では、生体牛や肉骨粉等の輸入による影響を「侵入リスク」として評価しています。その中で、米国の侵入リスクについては、「カナダからの侵入リスクは米国の汚染に影響を与えたとはいえない」と記述しております。しかし、欧州食品安全庁(EFSA)が実施した評価結果においては、カナダを含めた周辺諸国からの貿易状況の検討から、米国の侵入リスクについては、1990年代を「非常に高い」～「著しく高い」としており、違いが認められます。この違いが生じた理由について、専門調査会からの説明を要望いたします。	

62	<p>米国でのBSE陽性1例目は、カナダ生まれの乳牛。これを含め、カナダ産牛からは4頭のBSE牛が摘発されている。米国は、90年代から年間約100万頭、2003年5月のカナダでのBSE牛発生時点まで約1300万頭輸入している。(肉骨粉では約350万頭～約620万頭分、動物性油脂で約560万頭分。)このなかのBSE牛が、2003年暮れに摘発された米国でのBSE陽性1例目だけと考えるのは馬鹿げている。答申案では飼料規制から6年たった2004年2月生まれでカナダの汚染レベルを、100万頭当たりでBSE牛5～6頭、と評価している。これ以前は、もっと多い。先のカナダからの輸入量からみても、カナダからの侵入が摘発された1頭だけとは考えられない。</p> <p>しかし、答申案はカナダからの「侵入リスクは、米国の汚染に影響を与えたとは考えにくいので、現時点では考慮しない」。明らかに米国への侵入リスクを過小に評価している。仮に20～30頭の感染牛がカナダから侵入していれば、飼育規模の差を考慮しても、カナダからの侵入だけで米国のBSE汚染の割合では日本と同じになる。</p>	<p>「カナダからの侵入リスクは米国の汚染に影響を与えたとは考えにくい。」とする記述は、プリオン専門調査会での審議の結果、米国とカナダのBSE汚染状況が大きく違わないとの観点からなされたものです。</p> <p>あわせて、審議結果案には、健康な牛を含む十分なサーベイランスの拡大や継続により、米国・カナダにおけるBSEの汚染状況を正確に把握し、適切な管理対応を行う必要があることも記載しています。</p>
63	<p>答申案において、カナダから米国への感染リスクをゼロと評価することにより米国の汚染率を非常に低く算出しており科学的な信頼性に乏しいと指摘されている。カナダからのリスクを計算に入れ答申案と同じ方法で計算した場合、「米国の汚染度は日本の27～38倍」となるという(「プリオン専門調査会」への4つの疑問、週刊エコノミスト2005.11.22)。食品安全委員会が実施した「定量分析」結果の見直しを求める。</p>	
64	<p>先月、発表されたアメリカFDAの新飼料規則については、いくつかの問題点がある。すなわち、牛由来の飼料は、牛以外の動物飼料(鶏、豚、ペット関係飼料)についても、新飼料規則制限の対象としたが、次の三点が問題であると、批判されている</p> <p>①牛の血液の禁止がない。②レストラン残菜の飼料使用禁止がない。③チキン・リターへの禁止がない。</p> <p>さらに、SRMとされる、眼、小腸の一部の回腸遠位部、も、除外されていない。今回の新飼料規制について、アメリカの消費者団体は、「脳と脊髄の禁止だけでは、これまでのルーブホールは、閉じられていない。」として、反発の声を上げている。</p> <p>ある獣医は、『90パーセントの危険部位の除去では意味がない。100パーセントの危険部位除去があって、初めて意義がある。』と批判している。この新飼料規則の安全性についての日本側としての検証はなされたのか?</p>	<p>今回の審議結果案では、米国食品医薬品庁(FDA)が今年10月に発表した飼料規制改正案について公表した事実と改正案の内容について記載していますが、現在のところ、この規制はまだ実施されていないことからそれ以上の検証は行っておりません。</p> <p>なお、結論の付帯事項において、米国及びカナダでのBSEの増幅を止めるためには、SRMの利用の禁止が必須であり、牛飼料への禁止のみならず、交差汚染の可能性のある、他の動物の飼料への利用も禁止する必要がある旨記載しているところです。</p>
65	<p>答申案の結論部分に現状では情報不足と行政管理の不確実性のため「科学的評価は困難」という文言を入られたことは、従来からの私たち市民の声が反映されたものと考えます。従って、評価困難な現状での米産牛輸入再開には強く反対致します。</p> <p>米国は日本向け輸出プログラムとして20ヶ月齢以下の牛に限るとしていますが、日本と米国の飼料規制の実態が全く異なるため、20ヶ月齢以下だから安心とはいえません。米国では反芻動物の肉骨粉を反芻動物に与えてはならないと警告表示するだけで豚や鶏には禁止されていません。実際、毎年100万トンの残さいを含む鶏舎のゴミが牛の餌にされるので、それをかき集める時、残さい中の肉骨粉が鶏の糞尿やゴミに混入して牛の口に入るという実態があり、FDAはこの混入率を30%と見積もっているという事実が報道されています。</p> <p>また、特定危険部位が焼却されずにそれら脳や脊髄から採取した肉骨粉が飼料にされ、前述のような経路でまた牛に食べさせてゆくという実態もあります。</p> <p>日米のこの二つの大きな違いは、現在各地で開催中の貴委員会リスクコミュニケーションで配布された資料にも示され、それにより、20ヶ月齢以下の牛の汚染率は日本より米国・カナダの方が数倍高いとされています。そのため規制強化を検討中とのことですが、それならば規制強化が実施されてその効果を確認してから禁輸解除を検討すればよいのではないのでしょうか。</p> <p>しかもこの飼料規制の実態への評価は今回の調査会の諮問内容からはずされて、そのような重要な問題を抜きにした答申案にどんな意味があるのでしょうか。</p> <p>米産牛に関わるこうした疑念が幾つかある中で、諮問された部分的な評価のみで、しかもそれを曲解して安易に輸入再開に進むことのないよう、食品安全委員会の慎重審議による科学的判断を下されることをお願い致します。</p>	<p>今回のリスク評価では、御指摘のとおり、米国・カナダと日本の飼料規制の実態が異なるとの前提で、日本向け輸出プログラムのリスク低減効果だけでなく、その背景リスクである米国・カナダの生体牛のBSEリスクについても評価を行いました。</p> <p>また、米国・カナダの飼料規制に関しては、御指摘のような規制やその遵守状況に関して議論を行った結果、日本や欧州の飼料規制に比べ不十分な点として、米国・カナダではSRMを利用していること、飼料の交差汚染防止が完全でないことなどについて審議結果案に記載したところです。</p> <p>以上のような飼料規制を含めBSEリスクに関連する評価項目について分析・検証を行い、今回の審議結果案を取りまとめました。今後、リスク管理機関がリスク評価結果を踏まえ、米国・カナダ産牛肉等の輸入再開の可否を判断することになります。寄せられた御意見についてはリスク管理機関にお伝えいたします。</p>

66	<p>危険部位(SRM)由来の肉骨粉と牛脂が年間合計32万トン、死亡動物から25万トン生産されているという、米国牛の安全性に重大にかかわる問題について、食品安全委員会は答申案に反映すべきである</p> <p>※2004年度のデータで、SRMを除けば、肉骨粉は16万1365トンの減少、動物油脂(tallow)も同じ位(16万1365トン)の減少、dead stock(動物の死骸、牛、豚、羊など)を除けば、12万8502トンの肉骨粉減少、動物油脂(tallow)も同じ位(12万8502トン)の減少、全部足すと、57万9779トンの減少となる。(合計45トンの差異あり)</p> <p>(National Renderers Association: http://www.rendermagazine.com/April2005/MarketReport2004.pdf http://www.rendermagazine.com/)</p> <p>※とくに牛脂と牛の血液は牛への直接給与も禁止されておらず、加熱義務もない。</p> <p>※EFSA(欧州食品安全庁)のWorking Group report on the Assessment of the Geographical BSE-Risk(GBR) of UNITED STATES OF AMERICA,2004に掲載されているレンダリング工程の実態と評価、「米国のレンダリング工程は大気圧の下で(つまり加圧することなく)加工しているから、BSE感染性が工程に入れば、これを大きく減らすとは考えられない。」「レンダリング産業は感染性を減らすとは立証されない工程で操業している。従って、レンダリングは「不合格」だったが、今も「不合格」という評価にもかかわらず、食品安全委員会の米国評価の答申案にある吉川座長の計算で「通常のレンダリングでは感染価は約1/100に減少する」と、今回の評価、米国評価に関して関係のない実態に即さない数値を持ち出すことは非常におかしい。これら根拠のない数値をもちいたモデル計算は国民や他国の研究者の誤解や疑問を生むため、削除するか、より正確な数字で計算すべきである。</p>	<p>米国において、御指摘のありました、牛のSRM由来の肉骨粉や動物性油脂が生産されていること、動物性油脂や牛の血漿たん白質を材料とした飼料が牛に与えられる可能性があることについては、プリオン専門調査会において調査審議を行いました。</p> <p>そうした審議も踏まえ、飼料規制の経緯・内容、その遵守状況に関する情報に基づきリスク低減効果について検討を行い、審議結果案においては、米国・カナダにおけるBSEの暴露・増幅リスクについては、飼料規制によるBSE増幅の抑制効果があると考えられるが、SRMを利用していること、飼料の交差汚染防止が完全でない点を考慮すると、米国・カナダにおける暴露リスクは日本より高いと考えられると記載しました。</p> <p>また、審議結果案のBSE暴露・増幅リスクシナリオ(モデル)は、交差汚染によるBSEの暴露・増幅のイメージを示すための一つの例として記載したものであり、結論への付帯事項に記載した、米国・カナダでのBSEの増幅を止めるためには、交差汚染の可能性のある牛以外の動物の飼料へのSRMの利用を禁止する必要があることを示すものとして記載は必要と考えます。</p>
67	<p>鶏糞や鶏舎のごみ(チキンリッター)を牛の飼料とすることが許可されている。毎年100万トンの鶏糞が牛に与えられているが、鶏舎の床などからかき集めるために、この中に肉骨粉入りの飼料が混入している可能性が大きい。米国食品医薬品局(FDA)のクロフォード長官代理は、肉骨粉の鶏糞への混入率を30%程度と見積もっている。(米国化学会発行 Chemical & Engineering News August 4.2003 Volume 81, Number 31 CENEAR 8131 pp.22-24 ISSN 0009-2347)</p> <p>食品安全委員会プリオン専門調査会は、上記に加え、複数の委員が「鶏や豚に与えられた異常プリオン蛋白質は排出される＝糞となる」と調査会以外の場で見解を述べている。これも答申案に反映すべきである。</p>	<p>御指摘のように、米国においては牛由来肉骨粉を鶏に与えること、鶏や養鶏残渣や鶏糞を牛に与えることは禁止されておらず、このため、養鶏残渣や鶏糞が牛に与えられること、その中に肉骨粉が入った飼料が混入している可能性があることについては、プリオン専門調査会において調査審議を行い、その結果、審議結果案においては、養鶏残渣や鶏糞によるBSEリスクについて記載しています。</p>
68	<p>FDAのサイト『COMPLIANCE REQUIREMENTS AND REGULATORY IMPACTS』 http://www.fda.gov/cvm/Documents/bse3.pdf の2ページに次のように書いている。</p> <p>「独立系レンダリング業者は、たんばく質物質を、制限品目と、非制限品目とを、セパレートして処理してはいないとみられる。MBMについても、異なる種のものミックスして処理しているようである。」</p> <p>この実態の是正は、なされているのか、日本側としては、検証が必要である。</p>	<p>飼料規制の遵守状況や交差汚染の可能性に関しては、レンダリング施設や飼料工場の専用化の実態、遵守状況に関する定期検査の報告等に基づき審議を行いました。その結果、御指摘のような飼料規制が遵守されていない実態もあることを踏まえ、審議結果案には、米国・カナダにおいては一定の割合で交差汚染が起こる可能性があり、米国・カナダのBSEの暴露・増幅リスクは日本より高いと考えられることを記載しています。また、審議結果案の結論への付帯事項には、SRMの利用の禁止が必須であり、牛以外の動物の飼料への利用も禁止する必要があること、BSEの汚染状況を正しく把握し、適切な管理対応のためには十分なサーベイランスの拡大や継続が必要であることなどを記載しており、これらのことについて、今後、検証を行っていくことが重要であると考えております。寄せられた御意見については、リスク管理機関にお伝えいたします。</p>
69	<p>米国では牛のSRM由来の動物性油脂や牛の血漿たん白を代用乳などの形で牛の飼料とすることが認められている。代用乳だけでなく、放牧農場に補助飼料としておかれているサプリメントなどの由来をリスクとして確認しないのは何故か。この問題も含め、米国内での感染性増幅の数字が一切無視されているのは非常におかしい。今から答申案に盛り込むべきである。さらに、米国では、ミンク脳症(TME)や狂鹿病(CWD)が発生しているが、そのミンクや鹿が答申案に触れられている1997年の規制に反してレンダリングサイクルの中に混入し、肉骨粉となって鶏糞やチキンリッターを介して、牛に与えられ、あるいは動物性油脂となって牛に与えられている。また動物性油脂は液体で安定が悪いため、油と不純物が分離し、一部の油脂において不純物が規制濃度より高濃度となることが飼料の専門家から指摘されている。これを事実確認の上、このことが米国でのBSE蔓延のリスクを増幅させること、また米国産牛肉のリスクを増大させることはないのかを、答申案に盛り込むべきである。</p> <p>また、鹿が今現在でもレンダリングのシステムに混入していることを示す資料は、食品安全委員会の食の安全ダイヤルに答申の結論以前に投稿している。それらがなぜ反映されず、97年の規制だけを答申案に盛り込んだのか? 非常におかしく感じている。米国の現実を答申案に盛り込むべきである。</p>	<p>米国において、御指摘のありました、動物性油脂や牛の血漿たん白質を材料とした飼料が牛に与えられていること、ミンク脳症(TME)やシカ慢性消耗病(CWD)の発生状況とそれらの疾病に罹患したミンクやシカがレンダリングされ、牛に飼料として与えられる可能性については、プリオン専門調査会において調査審議を行い、そうした審議も踏まえ、飼料規制の経緯・内容、その遵守状況に関するリスク低減効果について検討を行いました。その結果、審議結果案においては、米国・カナダにおけるBSEの暴露・増幅リスクについては、飼料規制によるBSE増幅の抑制効果があると考えられるが、SRMを利用していること、飼料の交差汚染防止が完全でない点を考慮すると、米国・カナダにおける暴露リスクは日本より高いと考えられると記載しました。</p> <p>なお、食の安全ダイヤルを通じてお寄せ頂きましたシカに関する情報については、プリオン専門調査会専門委員に配布されております。</p>
70	<p>今回の評価の最終になって追加されたミンク脳症とCWDは大変重要な意味を持っていると考えます。答申案ではこれらの事項について専ら牛に対する侵入リスクを評価しておりますが、ミンク脳症についてはむしろ牛からの感染が疑われるものであり、米国各地でのCJD集団発生の疑いととも、米国型BSEの疑いを評価する材料として扱うべきと考えます。米国型BSEが存在する場合、侵入リスクの評価もサーベイランスの結果も全く意味を失い、非常に大きなリスクが存在する可能性を否定できないと考えます。また国内対策の大幅な見直しも必要になると考えられるので、評価をお願い致します。</p>	<p>ミンク脳症(TME)及びシカの慢性消耗病(CWD)に関しては、プリオン専門調査会で議論を行い、今回の審議結果案にそれぞれ記載されています。その中で、TMEについては、御指摘にあるように米国でダウンナー牛が餌としてミンクに与えられていたこと、また、仮に米国にTMEの原因となるような牛が存在していたとしても疫学的データから非常に少なかったと考えられ、1997年にミンク由来たんばく質の牛への給与が禁止されたことから、TMEは牛や他の反すう動物にはほとんどリスクを与えないと考えられると記載されています。</p>

71	<p>CWDの評価を早急に行なってください 調査会でも議論されている通り、CWDは野生動物である鹿類に広く蔓延している特異なTSEであり、米国政府も重視して対策に当たっていると聞いております。野外の自然環境において水平感染をしており、拡大をしていることから、BSEなどよりも感染性が高いおそれもあり、北米産の農畜産物の安全性が懸念されることです。また日本への侵入のおそれがないか、調査が必要と考えます。</p> <p>牛肉に関する答申とは別に、早急にCWDに関する情報の収集に努めて評価を行ない、安全の確保、侵入防止対策について、必要な勧告を行なってください。</p>	<p>シカの慢性消耗病(CWD)に関しては、プリオン専門調査会で議論を行い、今回の審議結果案に記載されています。その中で、CWDが米国・カナダのBSE汚染に寄与している証拠は得られていないが、CWDがBSEの原因となりうるかどうかなどについて結論づける段階には至っていないと記載されています。こうした議論の結果を踏まえ、今回の審議結果案を取りまとめたところです。なお、今後ともCWDを含め、BSEに関する情報収集に努め、新たな科学的知見が得られた場合には必要な検討を行うこととしております。</p>
72	<p>BSEの暴露・増幅リスクシナリオ(モデル)について 審議結果(案)では、飼料規制の不備による交差汚染や肉骨粉生成過程(レンダリング)等に由来する牛への異常プリオン汚染の拡大について、「暴露・増幅リスク」として評価しています。その中で、「暴露・増幅リスクシナリオ(モデル)」の内容に関しては、一般的な増幅リスクについて述べられたものか、米国・カナダの増幅リスクについて述べられたものかどうか不明であり、この点についての説明を要望いたします。</p> <p>なお、このシナリオが米国・カナダについての説明であれば、欧州食品安全庁(EFSA)が実施した評価において、米国では常圧でレンダリング処理を実施しているとの記述があり、レンダリングにおけるBSE感染量の変動については、EFSAの評価内容をデータとして考慮する必要があると考えます。</p>	<p>ご指摘の審議結果案の記述に関しては、BSEの暴露・増幅に関する一般的なリスクシナリオ(モデル)として記述したものであり、米国・カナダに限定した記述ではありません。</p>
73	<p>米国ではプリオンを大量に含む特定危険部位SRMも肉骨粉やイエローグリース製造の原料とされている。肉骨粉は、鶏や豚など牛・反芻動物以外の家畜やペットフードに使用が許されており、製造や給餌の際の交差汚染によるBSE汚染を答申案は指摘している。 レンダリングで同時に製造される牛脂イエローグリースは、牛にも与えられています。その上、給餌量の規制も不純物、つまり肉骨粉の規制もありません。日本でのBSE解明の際には、この牛脂も取り上げているのに、今回の審議では、とりあげていない。その理由が明らかにされていない。</p>	<p>米国において、御指摘のありました、牛のSRM由来の肉骨粉や動物性油脂が生産されていること、動物性油脂や牛の血漿たん白質を材料とした飼料が牛に与えられる可能性があることについては、プリオン専門調査会において調査審議を行いました。</p> <p>そうした審議も踏まえ、飼料規制の経緯・内容、その遵守状況に関するリスク低減効果について検討を行い、審議結果案においては、米国・カナダにおけるBSEの暴露・増幅リスクについては、飼料規制によるBSE増幅の抑制効果があると考えられるが、SRMを利用していること、飼料の交差汚染防止が完全でない点を考慮すると、米国・カナダにおける暴露リスクは日本より高いと考えられると記載しました。</p>
74	<p>暴露・増幅リスクを再評価してください</p> <p>「BSEの暴露・増幅リスクシナリオ(モデル)」においてレンダリング過程で感染価が1/100に減少すると評価していますが、EFSAはGBR評価で米国のレンダリングでは常圧で処理されているので感染価減少は少ないとしており、答申案は増幅リスクを著しく過小評価しているおそれがあると考えられます。暴露・増幅リスクの評価にあたっては、EFSAのGBR評価をレビューした上で行なうべきだと考えます。</p> <p>2004年2月に発表された国際専門家調査団報告に関しては、調査団団長のKihm博士を招聘して説明は受けているものの、報告をレビューすべきと考えます。調査団報告で勧告された飼料規制が実施されていないことなど、受け入れ状況を評価すべきと考えます。</p> <p>答申案では、米国・カナダの現在の飼料規制の下では一定の割合で交差汚染が起こる可能性が残っていますが、米国が発表している牛SRMの飼料利用禁止は、日本や欧州で行なわれている飼料規制と比較して非常に緩い規制です。その上、対象となるSRMは脳・脊髄のみで脊柱等が入っていないことは大きな問題と考えますので、評価を要望します。</p> <p>以上の点などを考慮に入れば、暴露・増幅リスクは答申案で述べられているよりも高いように考えられますので、再評価を要望します。</p>	<p>ご指摘の審議結果案の記述に関しては、BSEの暴露・増幅に関する一般的なリスクシナリオ(モデル)として記述したものであり、米国・カナダに限定した記述ではありません。</p> <p>今回のリスク評価においても、米国・カナダの飼料規制に関しては、規制及び遵守状況に関する情報に基づき議論を行い、御指摘のように日本や欧州の飼料規制に比べ不十分な点として、米国・カナダではSRMを利用していること、飼料の交差汚染防止が完全でないことなどについて審議結果案に記載したところです。また、御指摘のあったKihm博士を団長とする国際調査団の報告(2004年1月)及びそれを受けて飼料規制が強化されていないことについても審議結果案に記載しています。</p> <p>以上のような米国・カナダの飼料規制における問題点を踏まえ、暴露・増幅リスクについて審議結果を取りまとめたところです。</p>
75	<p>1mgの脳でも牛を経口感染させ、50mgの脳でもサルを経口感染させるBSEという病気は、飼料規制など病原体管理を徹底しなければ、病原体が牛の体内でますます増産され、分解が難しいために環境の汚染を増加させる。つまり、発生源の米国から、飼料や肥料などに含まれ、輸出により世界に拡散し、第三国ルートでわが国に到達する可能性がある。病原体のルートとして、汚染飼料で生産された食品や、飼料、肥料、医薬品などとしてわが国に到達するほか、海外旅行など人の移動を通してわが国民を感染させることが考えられる。それらもまた、米国牛からの曝露リスクとなるが、なぜ食品安全委員会ではそれら曝露リスクについて答申案で触れないのか？答申案に含めるべきである。</p>	<p>今回の審議結果案は、厚生労働省及び農林水産省(リスク管理機関)から、「米国及びカナダの国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症(BSE)に関するリスクの同等性について」の諮問を受けて、調査審議を行った結果を取りまとめたものです。従って、御指摘の点については、審議結果案には記載していません。なお、御指摘に関連しますが、審議結果案の結論への付帯事項には、米国・カナダでのBSEの増幅を止めるためには、交差汚染の可能性のある牛以外の動物の飼料へのSRMの利用を禁止する必要があることを記載しているところです。</p>